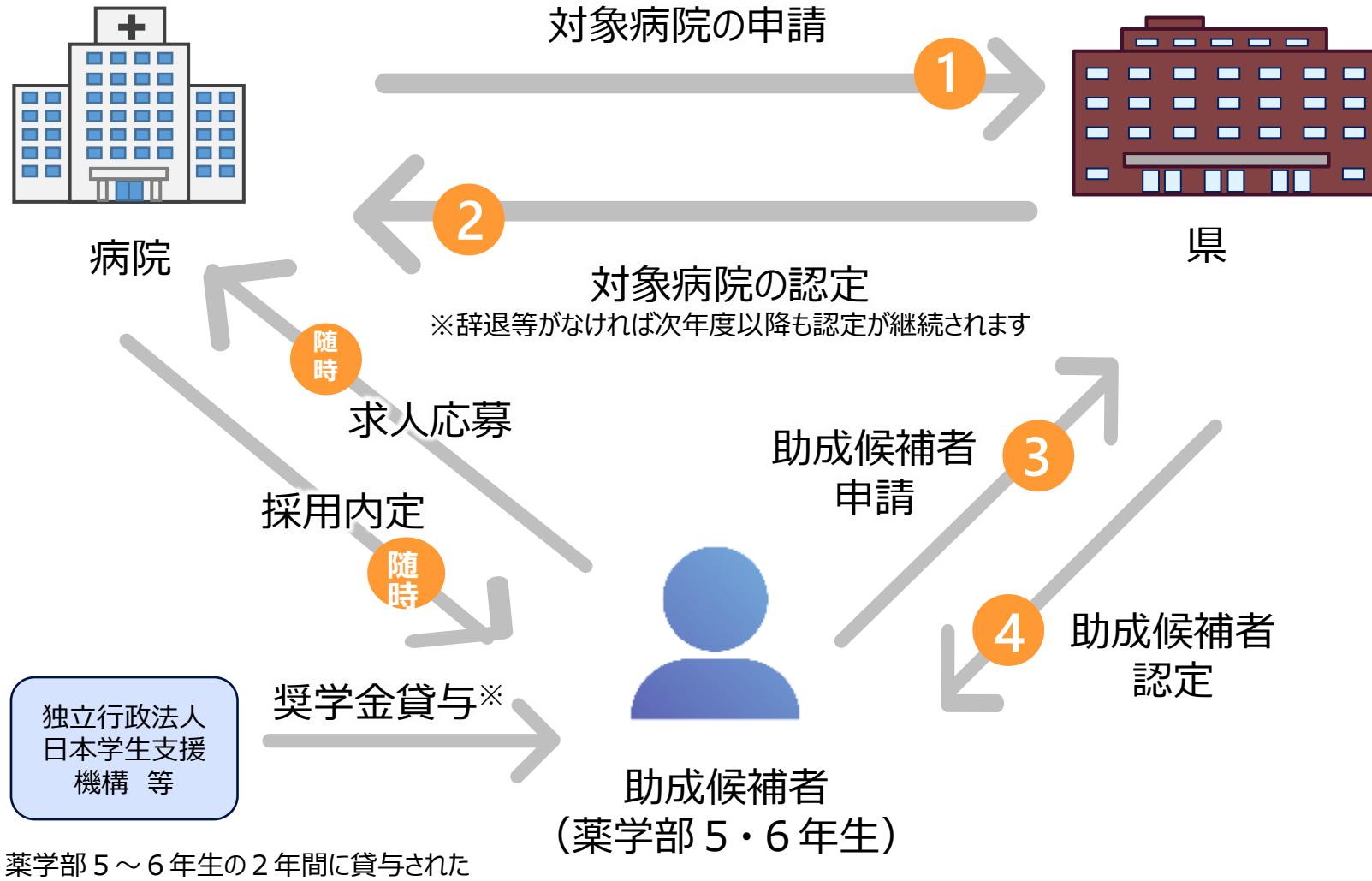


三重県薬剤師奨学金返還支援事業について

- 三重県内の病院に勤務する薬剤師の育成並びに確保を推進するため、県内の病院に就職し、一定期間業務に従事した薬剤師に対し、当該薬剤師が在学中に貸与を受けた奨学金の一部を助成金として交付する。

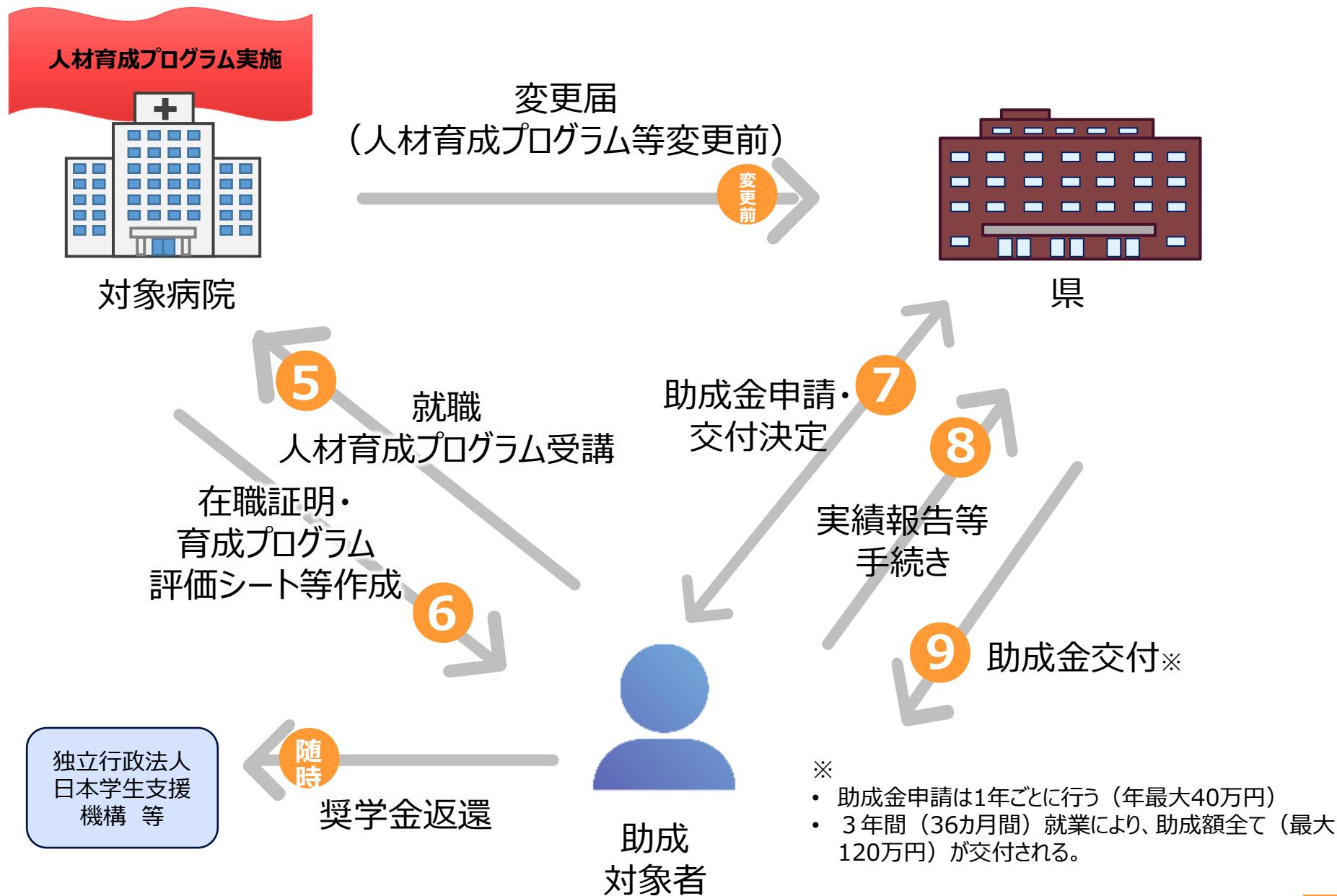
助成対象者	<ul style="list-style-type: none">◆ 在学中に<u>助成候補者</u>としての認定を受け、県内の<u>対象病院に正規雇用として就職した者</u> 【助成候補者の認定】● 奨学金の貸与を受けている薬学部5年生のうち、対象病院への就職を希望する薬学生を募集し認定する。
助成内容	<ul style="list-style-type: none">◆ 助成額：最大120万円（年最大40万円）◆ 助成対象期間：就職後3年間◆ 助成対象経費：薬学部5～6年に貸与を受けた奨学金(※)の返還分 ※独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金等
助成要件	<ul style="list-style-type: none">◆ 対象病院が定める<u>人材育成プログラムを3年間受講すること</u> 等 【対象病院】● 県が指定する薬剤師不足地域に所在し、人材育成プログラムに基づく研修を助成対象者に実施する病院として県が認定する。● 登録病院（令和7年6月時点）：24病院 【人材育成プログラム】● 薬剤師として備えるべき知識や基本技術の習得を含め、複数の業務に関するプログラムとして県が認定する。

三重県薬剤師奨学金返還支援事業スキーム図（在学中）



※ 薬学部5～6年生の2年間に貸与された
奨学金相当分が助成対象となる

三重県薬剤師奨学金返還支援事業スキーム図（就職後）



①対象病院の申請

- 県が指定する薬剤師不足地域に所在し、人材育成プログラムに基づく研修を助成対象者に実施する病院として県が認定する。

対象地域	◆ 県が指定する <u>薬剤師不足地域</u> ※当面の間、 <u>県内全域</u> を対象とする。
登録要件	◆ 助成対象者に、 <u>人材育成プログラム（P. 9～）</u> に基づく研修を3年間実施すること ◆ 三重県の交付する助成金等からの暴力団等排除措置要綱別表に掲げる一に該当しないこと
遵守事項	◆ 助成対象者の求めに応じて必要な証明書等を発行すること ◆ 県の求めに応じて、必要な調査に協力すること ◆ 助成候補者を採用する場合は、本事業の適用の有無について説明し、理解した旨の同意を必ず得ること ◆ 本事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、事業の目的以外には一切使用しないこと
登録方法	◆ 申請書に必要書類を添えて知事に提出する <添付資料> 人材育成プログラム（研修スケジュールを含む） <提出先・期限> 三重県医療保健部薬務課 ※ <u>随時受付</u>

②対象病院の認定

- 県は対象病院の申請を行った病院に対して、認定の可否について書面で通知を行います。

③助成候補者の申請

- 三重県内の病院に勤務する薬剤師を確保するため、助成候補者を募集し認定する。

認定要件	<ul style="list-style-type: none">◆ 募集開始年度の4月1日時点で、翌年度に卒業予定の薬学生（薬学部5年生）で、卒業した年の6月末日までに対象病院に薬剤師として就業することを希望する者◆ 薬剤師の免許を取得見込みの者◆ 対象病院に就職した日から起算して3年以上当該対象病院に勤務する見込みであり、対象病院が実施する人材育成プログラムを受講する意思がある者◆ 奨学金※を返還予定の者 ※(独)日本学生支援機構、地方公共団体が設ける奨学金 等
募集人数	<ul style="list-style-type: none">◆ 各学年 5 名（募集人数を超過した場合、選考のうえ候補者を決定します。）
認定取消	<ul style="list-style-type: none">◆ 留年又は休学等により、卒業予定年度に卒業できないことが明らかになったとき。◆ 停学処分を受けたとき、又は退学したとき◆ 奨学金貸与を受けなくなったとき、又は貸与の取り消し等を受けたとき◆ 対象病院に就職しないことが明らかになったとき◆ 薬剤師国家試験に不合格となったとき
認定申請	<ul style="list-style-type: none">◆ 申請書に必要書類を添えて知事に提出する <p>※募集期間：例年2月～5月頃（予定）</p>

④助成候補者の認定

- (県⇒助成候補者)
県は助成候補者の認定を行った場合、候補者あて書面で通知します。
- (助成候補者⇒対象病院)
認定を受けた助成候補者は、対象病院に内定を受けた後、助成候補者に認定されている旨を内定先の病院に申し出てください。

⑤就職・人材育成プログラム受講

- (対象病院⇒助成候補者)
対象病院は就職した助成候補者に対して人材育成プログラムを実施してください。
- (対象病院・助成対象者)
人材育成プログラムの進捗状況等は記録してください。
- (対象病院⇒県)
プログラム内容等を変更する際は、対象病院が事前に県に変更届を提出してください。

⑥在職証明等

- (助成候補者⇒対象病院)

助成候補者は助成金申請を行うにあたって、対象病院の在職証明等が必要となります。
対象病院は求めるに応じて必要な書類を発行してください。

⑦助成金申請・交付決定

- (助成候補者⇒県)

助成候補者は就職した年の7月末までに助成金申請を行ってください。
※以降の各年度の申請書提出期日は別途、定めることとします。

- (県⇒助成対象者)

県は申請を受けた際は、審査のうえ、助成金交付決定通知書を申請者に送付します。

- (助成対象者⇒県)

申請内容に変更が生じた際には、県に助成金変更交付申請書を提出してください。

⑧実績報告等手続き

- (助成対象者⇒県)
助成対象者は助成事業等の遂行の状況に関し、状況報告（中間時点）並びに実績報告（年度終了時点）等の書類を県が定める期日までに提出してください。
- (対象病院)
必要資料は別途、助成対象者に案内しますが、育成プログラムの評価シート等の実施状況のわかる資料も必要となります。対象病院は必要な書類の発行をお願いします。
- (助成対象者⇒県)
助成対象者としての要件を満たさなくなる場合には、速やかに県に届出をおこなってください。

⑨助成金交付

- (県⇒助成対象者)
各年度40万円を上限に県は助成対象者に助成金を交付します。
- (助成対象者)
3年間の就業及び人材育成プログラムの完了により、助成額全て（最大120万円）が交付されます。なお、就業が3年に満たない状態で、退職等により助成要件を満たさなくなつた場合は、支払済みの助成金も含めて全額を返還いただことになります。

(参考) 人材育成プログラムについて 1

- 県が作成した人材育成プログラム雛形又は登録要領の別添「三重県薬剤師奨学金返還支援事業人材育成プログラム作成指針」の内容を満たすプログラムを、対象病院において作成。

①研修方針

- ◆ 薬剤師が医療人としての倫理観と責任感を涵養し、薬の専門家として多職種と連携しながら、患者や生活者の薬学的管理を適切に行えるよう、地域医療に必要となる広範な薬物療法において、一定水準以上の実践力を身に着けることを目指す。

②研修方法

- ◆ 対象病院において研修計画を作成した上で、座学（講義形式又は演習形式） 又は実地研修により実施する。
- ◆ 研修場所は、雇用された対象病院以外での実施も可能とする。（派遣・出向等）

単独育成型

- 対象病院において、プログラムに基づく研修を3年間実施



派遣育成型

- 雇用された病院（派遣元病院）及び派遣先の病院において、プログラムに基づく研修を3年間実施

- ✓ 各病院での研修期間の合計は3年間
- ✓ 派遣先の病院が複数も可能
- ✓ 派遣に係る各種調整は、派遣元病院が実施



(参考) 人材育成プログラムについて 2

③研修期間（3年間）

- ◆ 1年次研修
臨床薬剤師に必要とされる基本的な調剤業務、薬品の供給と管理業務等に関する知識並びに技能を習得する。
- ◆ 2～3年次研修
1年次に習得した知識をもとに、より実践的な技能を習得する。

④研修項目

- ◆ 研修項目は以下のとおりとする。なお、自施設で実施していない項目等については、連携病院等での実施や座学でも差し支えない。また、任意研修については、対象病院が自施設の特性に応じて、実施の可否を判断する。

必須研修項目	実施期間	研修形式	内容
調剤業務	2か月程度	実地	計数調剤、散剤、粉碎、一包化、軟膏調製、液剤、注射薬等、一通りの調剤
医薬品の供給と管理業務	2か月程度	実地	医薬品の発注、納品時の検品、温度・期限管理を含む適正な在庫管理等
医薬品情報管理業務	1か月程度	実地	医薬品に関する各種情報の収集・評価、整理・加工、提供等
病棟業務	2か月程度	実地	薬物治療に関する問題点の抽出、服薬計画の立案、入院患者への服薬指導等
医療安全	全研修期間	座学又は実地	インシデントの防止・報告・対応、薬に関する医療事故事例、災害時対応等
感染制御	全研修期間	座学又は実地	感染制御における薬剤師の役割、症例検討等
地域連携	隨時	座学又は実地	病院と薬局の連携、医師・看護師等との多職種連携等
無菌調製	2週間程度	座学又は実地	適切な無菌的混合調製に対する理解、実践等
がん化学療法	2週間程度	座学又は実地	抗がん剤のレジメン監査、副作用評価等

※任意研修項目：在宅訪問（在宅医療・介護）、TDM、ICU・小児・産婦人科・精神科の薬物治療

(参考) 人材育成プログラムについて 3

⑤研修の実施認定

- ◆ 実施期間において、各研修項目は勤務する週の半数以上の日数で実施すること。ただし、座学で実施する場合は、1時間以上実施すること。
- ◆ 各研修項目に対する到達度の評価を行うこと。

⑥留意事項

- ◆ 人材育成プログラムには、研修スケジュールも併せて作成すること。
- ◆ 実地研修の初期は、いずれの項目も、指導を行う薬剤師の目の届くところで行うこととし、一定のレベルに達すれば研修者一人で行うとともに、研修実施責任者が面談をする機会を設け、研修の進捗状況について定期的な確認を行うことが望ましい。
- ◆ 研修項目を満たすプログラムであれば、プログラムの途中で研修方法等を変更することは差し支えない（事前に県への報告必要）。

（参考）人材育成プログラムについて 3

県HPに掲載している「人材育成プログラム作成指針」や
「人材育成プログラム雛形」を参考に作成してください。